

## 平戸あごプロモーション業務委託仕様書

### 1. 業務名

平戸あごプロモーション業務委託

### 2. 目的

平戸市は、日本でも有数の「トビウオ（あご）」の水揚げを誇っており、昔ながらの炭火焼きあご、塩あごなど多くのあご加工品が製造されている。こうした魅力を全国にPRし、あごの産地としての認知度・イメージを向上し、興味・関心を高めることで本市あご商品の消費拡大につなげるとともに、地域団体商標取得に関わる「平戸あご」を広く周知すること目的とする。

### 3. 履行期間

令和7年7月1日から令和8年2月28日まで

### 4. 履行場所

日本国内（首都圏、福岡県、長崎県内をメインエリアと想定している）

### 5. 業務内容

各取り組みは、本市のトビウオ（あご）の水揚げ時期（9月）に捉われず、契約期間内に切れ目なく展開することで、「平戸あご」のプロモーション効果を高めるよう工夫すること。

また、一過性のイベントや広告であっても、集客力のある場所やイベントの利用、影響力のあるメディアやインフルエンサーの活用等を具体的に提案し、より多くの人に届くような手段で周知すること。

各取り組みにおいては、「平戸あご」の地域団体商標取得を目指していることから、「平戸あご」のロゴマークが活かされる取り組みであることを前提とする。

なお、参加者は、以下の項目の全て、または効果の高い取り組みを組み合わせるものとし、詳細は候補者決定後に本市と協議することとする。

#### （1）首都圏または都市圏における広告

首都圏または都市圏において、「平戸あご」のロゴマーク、または本市のあご加工品を前面に打ち出し、あごの産地として浸透する内容の広告とする。

場所、広告規模、期間などの具体的な広告内容とともに、成果目標として通行量や利用者など、広告による人数などの数量を提案すること。

(2) 首都圏または都市圏の複数飲食店舗におけるプロモーション

首都圏または都市圏の飲食店において、本市のあご加工品を活用した飲食メニューを考案し、期間限定の「平戸あごフェア」の開催、または定番メニューを開発すること。

店舗は、同一店名で複数店舗を展開する飲食店も可能とし、提供メニューについては、全店舗統一する必要はない。

(3) 首都圏または都市圏の小売店におけるプロモーション

首都圏または都市圏の小売店において、本市のあご加工品を販売する「平戸あごフェア」を開催すること。

取引条件については、候補者決定後に本市と協議することとする。

(4) 物産展の開催

首都圏、都市圏、または長崎県内において、物販等をメインとした本市のあご商品PRイベントの開催または出店。ただし、出店の場合は、国内で一定の集客が見込まれる物産展に限る。

(5) SNS等を活用したWEBプロモーション

上記(2)から(4)の業務、または「平戸あご」の認知度を高める広告展開として、インフルエンサーの活用やWEB広告による情報発信を行う。

なお、成果目標として、フォロワー数や登録者数などの投稿や広告による人数など数量を明記すること。

(6) メディアを活用したCM

福岡県、または長崎県内において、テレビ、ラジオを活用したCM、番組でのあご漁や水揚げ風景、加工品、生産者の紹介などを行う。

(7) 産地をアピールできるイベント等

一過性のイベントであっても、産地として歴史や文化を継承するためのイベントや話題性やSNSによる拡散力がある内容とする。

(8) その他、「平戸あご」の認知度向上につながる事業

上記に限らず、効果的なプロモーションが図られる内容を提案すること。

## 6. 実績報告について

- (1) 受託者は、業務終了後、速やかに平戸市へ報告書を提出すること。
- (2) 報告書の様式は任意とする。
- (3) 報告書には、次に掲げる内容を含む。
  - ①完了届出書
  - ②事業報告書
- (4) 本業務により各種媒体で掲載、放送された記事、映像等をクリッピングして随時提出すること。
- (5) 本業務の実施内容について、随時協議するとともに、その実施状況を随時、報告すること。
- (6) 報告等においては、各業務の取組内容を可能な限り数値化すること。
- (7) 報告書提出先 平戸市商工物産課 物産振興班

## 7. 提案上限額

- 1 1, 0 0 0千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 8. 著作権及び秘密保持に係る留意事項

- (1) 成果品及び本業務の履行に伴い、受託者が新たに撮影又は作成した素材（写真や図・表等）及び成果物に関する全ての著作権は本市に帰属するものとする。受託者は本市に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 作成にあたり、受託者または第三者が権利を有している素材（写真や図・表等）を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 受託者は本業務にて知りえた情報等については、本市の許可無く他の事業等に使用したり漏らしたりしてはならない。本業務の履行に当たる受託者の使用人等も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。

## 9. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたっては、契約書及び本仕様書に記載がない事項や、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (2) 本業務の遂行に際しては、審査会で選定された企画提案書を基に、内

容・実施手法等について、修正・調整等を行う場合がある。

- (3) 業務の実施にあたっては、本市と協議し、承認を得ることとし、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。また、関連する法令等を遵守するものとし、特に個人情報に関する事項については、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (4) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に本市の承諾を得るものとする。
- (5) 受託者は適宜本市と打ち合わせを行い、必要に応じて状況を報告するものとする。
- (6) 契約期間終了後、受託者の責に帰すべき事由による不備等が発覚した場合、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。